

公民館評価の考え方

中津川市文化スポーツ部生涯学習スポーツ課

中津川市が社会教育法に基づき設置する公民館について、同法第20条に規定する目的を達成するための平成15年6月6日文部科学省告示第112号「公民館の設置及び運営に関する基準」に基づき、当該公民館を評価する。

(目的)

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(昭和24年法律第207号社会教育法より)

評価の視点

- 1) 地域の学習拠点、家庭教育支援拠点としての機能の発揮
- 2) 奉仕活動・体験活動の推進拠点としての機能の発揮
- 3) 学校、家庭及び地域社会との連携等拠点としての機能の発揮
- 4) 地域の実情を踏まえた運営の実施

公民館の設置及び運営に関する基準（規定内容）を評価区分とする。

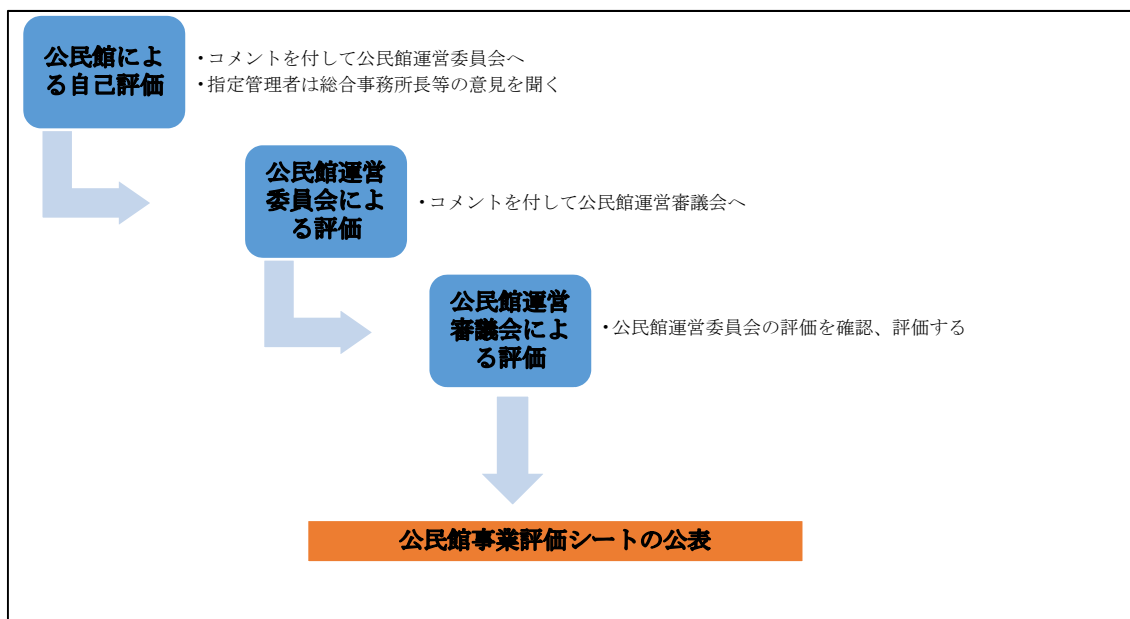
(平成29年7月7日 市長、副市長、理事説明済)

具体的には

- 第3条 地域の学習拠点としての機能の発揮
- 第4条 地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮
- 第5条 奉仕活動・体験活動の推進
- 第6条 学校、家庭及び地域社会との連携等
- 第7条 地域の実情を踏まえた運営
- 第10条 事業の自己評価等

※ 上記規定内容を根拠とした評価を実施する。

評価フロー



公民館コメント欄について

- ・ コメント欄の記載は評価が 5 又は 1 の場合のみ記載する。
- ・ 公民館運営委員会への提出時のコメントは公民館が記載する。
- ・ 公民館運営審議会への提出時のコメントは公民館運営委員会が記載する。
なお、この場合、公民館の記載コメントは残さない。
- ・ 公民館運営委員会のコメント例
 1. 講座参加者数が前年比 10%増となっており、十分な成果を確認した。
今後も現在の取組等を継続されたい。
 2. 講座参加者数が前年比 5%減少しており、成果として不十分であった。
事業内容等を再検討するよう、改善を求めた。 等

公民館自己評価について

- ・ 各公民館において評価内容を説明できるよう事業別評価管理シートを作成する。
- ・ 指定管理者の場合
各総合事務所長の意見等も参考とする。

公民館運営委員会評価について

- ・ 公民館自己評価が適切かどうかを判断、評価する。
- ・ 指定管理者の場合
各総合事務所長の意見等も参考とする。
市事業への協力が不十分であった場合等は、「地域の実情項目」などで評価

公民館運営審議会評価について

- ・ 公民館運営委員会評価が妥当かどうかを判断、評価する。
- ・ 指定管理者の場合
市事業（市全体行事含む）への協力が不十分であった場合等は、「地域の実情項目」などで評価

公民館評価スケジュール

実施期限等	内容	実施者	対象	備考
令和2年6月上旬	公民館評価実施通知	生涯学習スポーツ課	全館	
令和2年6月上旬	所管総合事務所長への説明(指定管理者のみ)	指定管理者	指定管理館	
6月上旬	公民館自己評価作成開始	各公民館	全館	
6月下旬	所管総合事務所長からの意見聴取(指定管理者のみ)	指定管理者	指定管理館	
6月下旬	公民館自己評価完成	各公民館	全館	
7月中旬	公民館運営委員会へ評価方法の説明	各公民館	全館	
7月中旬	公民館運営委員会評価	各公民館	全館	
8月上旬	公民館評価の提出(公民館運営委員会評価後)	指定管理者	指定管理館	
8月下旬	公民館運営審議会評価	生涯学習スポーツ課	指定管理館	
9月下旬	指定管理評価報告書を作成(指定管理館のみ)	生涯学習スポーツ課	指定管理館	
12月上旬	公民館館長会へ評価報告書について説明	中央公民館	指定管理館	
12月中旬	公民館運営審議会へ評価報告書について説明	生涯学習スポーツ課	指定管理館	
2月	教育委員会へ評価報告書について説明	生涯学習スポーツ課	指定管理館	
2月	評価報告書を市長へ提出	生涯学習スポーツ課	指定管理館	
3月	評価内容を市民に公表	生涯学習スポーツ課	指定管理館	